

# 第 7 次長野県保健医療計画の策定について

医療推進課

## 1 保健医療計画の概要

### 趣旨・目的

県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて都道府県が策定（医療法（以下「法」という。）第 30 条の 4 第 1 項）

### 記載事項（法第 30 条の 4 第 2 項）

- ・ 5 疾病 5 事業\*に係る医療体制
- ・ 居宅等における医療
- ・ 地域医療構想に関する事項
- ・ 医療従事者の確保
- ・ 医療圏の設定
- ・ 基準病床数 等

※ 5 疾病 5 事業 ⇒ 5 疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患

5 事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

### 計画期間

平成 30 年度～平成 35 年度（6 年間）

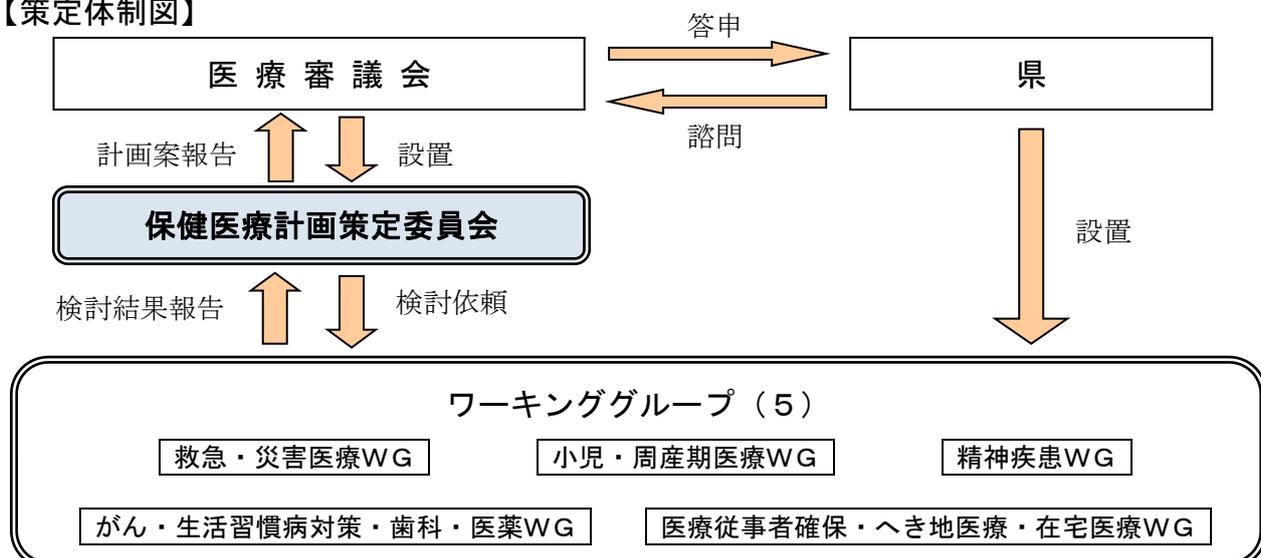
### 策定に係る法的手続き

- ・ 医療審議会への諮問・答申（法第 30 条の 4 第 14 項）
- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会への意見聴取（法第 30 条の 4 第 13 項）
- ・ 市町村、保険者協議会への意見聴取（法第 30 条の 4 第 14 項）
- ・ 国への提出・公示（法第 30 条の 4 第 15 項）

## 2 策定体制

- ・ 医療法施行令第 5 条の 21 の規定に基づく医療審議会の部会として保健医療計画策定委員会を設置（審議会委員全員と、専門委員 3 名により構成）
- ・ 分野ごとの協議・検討を行うため、5 つのワーキンググループを設置

### 【策定体制図】



### 3 へき地保健医療対策の保健医療計画における位置づけ

- へき地保健医療対策は、昭和 31 年度から 11 次にわたって、国及び都道府県が策定する「へき地保健医療計画」に基づき実施されてきた。
- 第 9 次まで（昭和 31～平成 17 年度）のへき地保健医療計画は、国が都道府県にへき地保健医療対策の方向性を示すものとして作成していたが、第 10 次（平成 18 年度以降）からは、国が示す指針に基づき県が作成しており、現行の第 11 次へき地保健医療計画（平成 23～29 年度）は、「第 6 次長野県保健医療計画（平成 25～29 年度）」の一部として位置付けられている。
- 平成 30 年度からの次期計画は、国の指針においてへき地保健医療計画と保健医療計画を一体的に策定するとされている。

